

青森県における地域医療支援病院の概要

令和2年10月1日現在

1 地域医療支援病院の役割

紹介患者に対する医療の提供、医療機器の共同利用、地域の医療従事者の研修の実施等を通じ、かかりつけ医等を支援し、地域医療の充実を図る役割を担う。（医療法第4条の規定により知事が医療審議会の意見を聴いて承認する。）

【診療報酬上のメリット】 入院（1人につき入院初日に1回）等に係る加算ができる。

2 承認状況

	医療機関名	所在地	開設者	病床数	承認年月日	二次医療圏
1	青森県立中央病院	青森市東造道2丁目1-1	青森県	684床	平成24年5月30日	青森
2	青森市民病院	青森市勝田一丁目14-20	青森市	538床	平成24年10月29日	青森
3	八戸市立市民病院	八戸市田向3丁目1-1	八戸市	608床	平成14年11月29日	八戸
4	青森労災病院	八戸市大字白銀町字南ヶ丘1	(独)労働者健康安全機構	468床	平成16年9月22日	八戸
5	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸2	日本赤十字社	434床	平成27年12月17日	八戸
6	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町14-8	十和田市	369床	令和元年10月28日	上十三

3 令和元年度分業務報告

	医療機関名	紹介率(上) 逆紹介率(下)	救急患者 受入数	救急搬送 患者数	共同利用 延べ件数	共同利用 病床利用率	共同利用登録 医療機関数	研修 開催	基準 適否
1	青森県立中央病院	71.7 % 105.8 %	14,449 人	3,357 人 ※係数(11.3 \geq 2)	0 件	-	190 ヶ所	12 回	○
2	青森市民病院	82.3 % 73.3 %	9,741 人	2,504 人 ※係数(8.4 \geq 2)	16 件	-	138 ヶ所	12 回	○
3	八戸市立市民病院	82.5 % 119.5 %	18,581 人	5,716 人 ※係数(20.0 \geq 2)	79 件	-	79 ヶ所	16 回	○
4	青森労災病院	103.0 % 76.3 %	3,793 人	1,047 人 ※係数(3.7 \geq 2)	2,515 件	-	67 ヶ所	20 回	○
5	八戸赤十字病院	82.9 % 132.2 %	7,159 人	3,423 人 ※係数(12.0 \geq 2)	428 件	19.7 %	166 ヶ所	13 回	○
6	十和田市立中央病院	67.0 % 88.1 %	8,953 人	2,238 人 ※係数(11.6 \geq 2)	143 件	12.2 %	76 ヶ所	32 回	○

地域医療支援病院の承認要件

1 基本的な承認要件

- ① 開設主体は、原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等とすること。
- ② 病院の規模は、原則として病床数が200床以上の病院であること。
- ③ 紹介患者中心の医療を提供していること。⇒ **紹介率及び逆紹介率について基準あり。**
- ④ 他の医療機関に対して高額な医療機器や病床を提供し共同利用すること。
- ⑤ 救急医療を提供する能力を有すること。⇒ **救急患者の受入れ数等について基準あり。**
- ⑥ 地域の医療従事者の向上のため生涯教育等の研修を実施していること。

2 紹介率及び逆紹介率

【基準値】 以下の①～③のいずれかを満たすこと。

- ① 紹介率80%以上
- ② 紹介率65%以上かつ逆紹介率40%以上
- ③ 紹介率50%以上かつ逆紹介率70%以上

【算定式】

紹介率 = 紹介患者数 / 初診患者数

逆紹介率 = 逆紹介患者数 / 初診患者数

3 救急医療の提供

【基準値】 原則として下記のいずれかを満たすこと。

<要件1> 救急搬送患者数 ÷ 救急医療圏人口 × 1,000 ≥ 2

<要件2> 当該医療機関における年間の救急搬送患者の受入数 ≥ 1,000

※ 救急搬送患者：地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬送された初診患者

ただし、救急医療の確保の観点から、この要件を満たしていない場合であっても知事が適当と認めた場合には承認可能

4 地域の医療従事者への研修

【基準値】 地域の医療従事者に対する研修を年間12回以上主催すること。

<経過措置> 既に承認を受けている病院が新たな承認要件（平成26年4月適用）の一部を満たさない場合の対応

- ① 満たさない基準について、2年程度の期間の改善計画の策定を求める。
- ② 改善計画期間経過後も充足されない場合は、医療審議会の意見を聴き、取り扱いを決定する。